

第 8 回

熊本県議会

# 建設常任委員会会議記録

平成23年2月23日

開 会 中

場所 第 5 委 員 会 室

第 8 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成23年2月23日(水曜日)

午前10時0分開議

午前11時18分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成22年度熊本県一般会計補正予算（第11号）

議案第6号 平成22年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）

議案第7号 平成22年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）のうち

議案第8号 平成22年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

議案第13号 平成22年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第27号 熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例の制定について

議案第30号 平成22年度道路事業の経費に対する市町村負担金について

議案第31号 平成22年度流域下水道事業の経費に対する市負担金について

議案第32号 工事請負契約の締結について

議案第39号 指定管理者の指定について

議案第40号 指定管理者の指定について

議案第47号 専決処分の報告及び承認について

議案第48号 専決処分の報告及び承認について

議案第49号 専決処分の報告及び承認について

議案第50号 専決処分の報告及び承認について

議案第51号 専決処分の報告及び承認について

議案第52号 専決処分の報告及び承認について

報告第3号 専決処分の報告について

報告第4号 専決処分の報告について

出席委員（7人）

委員長	重村	栄
副委員長	高木	健次
委員	早川	英明
委員	井手	順雄
委員	鎌田	聡
委員	森	浩二
委員	上田	泰弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部長	戸塚	誠司
総括審議員兼		
次長	天野	雄介
次長	鷹尾	雄二
次長	生田	博隆
土木技術管理室長	野田	善治
首席土木審議員兼		
監理課長	古里	政信
用地対策課長	佐藤	國一
土木技術管理室副室長	竹下	喜造
道路整備課長	猿渡	慶一
道路保全課長	安達	博行
河川課長	林	俊一郎
港湾課長	潟山	修市
都市計画課長	内田	一成
下水環境課長	西田	浩
建築課長	坂口	秀二
営繕専門監	平野	和実
住宅課長	澤井	健次
砂防課長	高永	文法

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上野 弘 成

政務調査課主幹 竹本邦彦

午前10時0分開議

○重村栄委員長 ただいまから、第8回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

また、本日の説明等を行われる際は、執行部の皆さんは着席のまま行ってください。

それでは、戸塚土木部長に総括説明をお願いいたします。

○戸塚土木部長 今回の定例県議会に提案しております土木部関係の議案のうち、先議案件について御説明いたします。

今回提案しております議案は、補正予算関係議案5件、条例等関係議案12件、報告案件2件でございます。

初めに、補正予算の概要について御説明いたします。

今回の2月補正予算は、依然としまして厳しい景気・雇用情勢を踏まえまして、県内の景気浮揚や雇用確保につながるよう新たに創設されました地域活性化交付金を活用した事業等、国の経済対策に対応した公共事業等について、15億6,407万9,000円の増額補正をお願いしております。

このほか社会資本整備交付金事業等の内示減、及び国直轄事業や災害復旧事業の事業量の確定に伴う減額補正等ございまして、一般会計、特別会計を合わせまして、合計で35億117万2,000円の減額を計上しております。

また、次年度へ繰り越す繰越明許費の設定

としまして、今回の経済対策に係る分など20億3,507万9,000円の追加設定をお願いしております。

次に、条例等関係議案につきましては、熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例の制定について1件、公共工事に係る市町村負担金について2件、工事請負契約の締結について1件、指定管理者の指定について2件、専決処分の報告及び承認についてを6件、計12件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、職員の交通事故に係る専決処分の報告について2件を御報告させていただきます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

今後とも各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくをお願いいたします。

○重村栄委員長 次に、付託議案等について、関係課長から順次説明をお願いいたします。

○古里監理課長 それでは、お手元の本委員会説明資料をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

2月補正予算資料についてでございます。このページは土木部全体の予算額の状況を記載しております。ただいま部長の総括説明にありまして、今回の補正予算におきましては、国の経済政策に対応した公共事業費などのほか、社会資本整備事業交付金等の国庫内示減、国直轄事業や災害復旧事業の事業量の確定などに伴う補正予算でございます。

その内訳につきましては、上の表の2段目の今回補正額でございますが、一般会計の普通建設事業としまして、補助事業で11億1,704万6,000円、単県事業で5億6,909万8,000

円、直轄事業で16億9,604万8,000円の減額を計上しております。

次に、災害復旧事業につきましては、補助事業で10億2,635万8,000円、単県事業で256万3,000円、直轄事業で7,997万5,000円の減額を計上しているところでございます。

投資的経費の計といたしまして44億9,108万8,000円の減額を計上しています。また、消費的経費につきましては12億3,567万6,000円の増額を計上しておりまして、一般会計の計といたして、32億5,541万2,000円の減額を計上しておるところでございます。

次に、その右側の特別会計でございます。投資的経費で1億391万円、消費的経費で1億4,185万円の減額で、合計で2億4,576万円の減額を計上しております。

その右の一般会計、特別会計を合わせました合計の欄でございますが、35億117万2,000円の減額を計上しております。

次に、その下の段の経済対策分でございます。一般会計の普通建設事業といたしまして、補助事業で1億2,000万円、単県事業で1億2,007万9,000円、投資的経費の計でございますが12億4,007万9,000円、消費的経費といたしまして3億2,400万円でございます。経済対策の合計といたしまして15億6,407万9,000円の増額を計上し、経済対策に取り組むこととしております。

以上、2月補正後の土木部の合計欄は、一番右側の合計欄の4段目でございますが、93億4,855万4,000円となっております。

また、各課別の内訳につきましては、その下の表のとおりとなっておりますのでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

2月補正の予算総括表でございます。

1が一般会計、2から5にかけて特別会計でございます。各課ごとの補正額とともに、右側に今回補正額の財源内訳を記載しておるところでございます。

一番下の土木部合計の右側をごらんいただきたいと思っております。国支出金が6億7,239万2,000円の減額、地方債が36億9,210万円の減額、その他が3億7,740万7,000円の増額、一般財源が4億8,591万3,000円の増額でございます。これはそれぞれの事業ごとの国支出金や地方債などの財源が確定したことに伴うものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

監理課の補正予算でございます。

まず、2段目の職員給与費でございます。職員の給与費につきましては、職員給与費または事業費の職員給与費として5ページ以降すべての課に出てまいりますので、監理課から代表して説明させていただき、他課からの説明は割愛させていただきます。

職員の給与費は、当初予算の段階では、前年度末の退職予定者を除きます在職者数で年間所要額を計算し予算に計上しています。このため、例年この2月補正におきまして、4月以降の人事異動、組織改編、新規採用職員などによります人員の変動及び給与改定などに伴う給与の減を計上しているところでございます。

監理課分といたしましては2段目の補正額の欄にあります。6,151万6,000円の増額をしておりますが、土木部全体では1億5,472万3,000円の減額となり、補正後の額は69億8,228万9,000円となっております。

次に、一番下の項目でございますが、幹線道路整備基金の積立金でございますが、本年度発生します基金運用利息149万8,000円を基金に積み立てるものでございます。

一番下でございますが、今回の監理課の一般会計補正額は5,758万1,000円の増額となっております。補正後の監理課予算は11億7,788万6,000円となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

用地先行取得事業の特別会計でございます。

3段目の一般会計操出金として、今回1,721万2,000円を増額しております。これは国から受託しております国道3号線熊本北バイパスなどの用地先行取得事業が終了し、当面用地先行取得の予定がないことから、今年度国から受け入れました土地売り払い収入を一般会計へ操り出すものでございます。

監理課の説明は以上でございます。

○猿渡道路整備課長 道路整備課長の猿渡でございます。よろしくお願いたします。

資料の5ページをお願いします。

まず、上から3段目の国直轄事業負担金でございますが、7億8,996万円の減額としております。これは国の事業費確定に伴います県負担金の減によるものでございます。

次に、4段目の道路管理費でございます。右の説明欄を見ていただきますと、まず各種協会等の負担金の減がございます。これは九州横断自動車道延岡線建設促進協議会などの協議会負担金見直し等による減額の28万7,000円でございます。そのほかございまして、合わせまして28万8,000円の減額でございます。

次に、5段目の指導監督事務費でございますが、これは市町村が施行する国の交付金事業の交付申請等の事務処理を、国の委任によりまして県が実施するものに要する経費でございます。国庫内示に伴いまして事業費575万5,000円を減額しますとともに、財源更正を行うものでございます。

次に、6段目の国庫支出金返納金でございますが、まず国道443号バイパス工事におきまして、鋼製の旧橋撤去が発生いたしまして、その処分により売却益が生じたため、鋼材売却益の国費相当分141万2,000円を返納するものでございます。また、平成20年度の事業費確定に伴い、節減により不用となりました事務費の国費相当分395万2,000円の返納と合わせまして、536万4,000円を計上しており

ます。

次に、最下段の市町村負担金返納金でございます。こちら平成20年度事業費の不用残に係ります市町村負担金相当額の返納分といたしまして、468万4,000円を計上しております。

次に、6ページをお願いいたします。

6ページの2段目の道路改築費でございます。4,700万円の減額としております。これは国庫内示減に伴います事業費の減によるものでございます。

次に、4段目の地域道路改築費でございますが、経済対策に伴う増といたしまして、県道稲生野甲佐線ほか2カ所につきまして9,000万円を計上しております。

また、国庫内示減によりまして事業費8億9,760万7,000円が減となり、補正額を合わせまして8億760万7,000円の減でございます。

次に、5段目の道路計画調査費につきましては、国庫内示減に伴います事業費1億3,470万円の減でございます。

最下段でございますけど、道路整備課の補正予算額は18億172万1,000円の減額となりまして、この結果、補正後の額は230億1,030万円となります。

道路整備課は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○安達道路保全課長 道路保全課長の安達でございます。

今定例会に提出しております道路保全課関係の主な補正予算について説明させていただきます。

まず、説明資料の7ページをお願いいたします。

上から3行目、道路管理費についてですが、市町村派遣職員人件費負担金の増分として603万5,000円の増額補正をお願いしております。

次に、上から4行目は、平成20年度事業費

確定に伴う国庫補助金の返納金として1,242万9,000円の補正をお願いしております。これは主に事務費の返還でございます。

次に、下から2行目の単県道路修繕費として2億9,820万4,000円の増額補正をお願いしております。これは経済対策として、道路の通行に支障を来している雑木や雑草などの伐採を実施するとともに、今季の異常な降雪に対応するための道路の除雪費として合わせて3億円を増額し、非常勤職員の任用経費の執行残179万6,000円を減額するものであります。

次に、下から1行目のやさしい道づくり事業費として5,900万円の増額をお願いしております。内訳としましては、経済対策として、人吉市の国道445号ほか1カ所で、歩道の整備を行う費用として3,500万円を、また国道57号の渋滞緩和を図ることを目的として、九州縦貫道の植木インターや益城熊本空港インターから、ミルクロードや俵山を経由して阿蘇へ向かうルートの魅力をもPRするためのルートマップの作成や、道路の案内標識整備などを行う費用として2,400万円を計上しております。

次に、説明資料の8ページをお願いいたします。

上から2行目の道路舗装費として7,000万円の増額補正をお願いしております。内訳としては、経済対策として、宇城市の国道266号ほか3カ所で舗装補修を行うこととしております。

次に、上から3行目の道路施設保全改築費として5億4,629万2,000円の減額補正をお願いしております。内訳としましては、国庫補助事業等の内示減に伴う事業費の減額分として5億7,629万2,000円を減額するとともに、経済対策の一環として、地域住宅支援分野の交付金を活用して、部田見木葉線ほか1カ所の舗装補修を実施するために3,000万円を増額するものであります。

以上の結果、8ページの最下段に示すとおり、道路保全課関係の2月補正の総額は1億7,203万6,000円の減額となり、補正後の総額は172億9,019万8,000円となります。

道路保全課からの説明は以上でございます。

○林河川課長 河川課でございます。よろしくをお願いいたします。

9ページをごらんください。

最上段の河川海岸総務費でございますが、5億7,526万円の減額でございます。

主なものを御説明いたします。

まず、上から4段目の国直轄事業負担金で5億2,462万2,000円の減額を計上しております。これは国直轄事業費の確定に伴う県負担金の減額になります。

次に、最下段の国庫支出金返納金で150万9,000円を計上しております。これは19年度から21年度の補助事業の事業費確定に伴う国庫への返納金でございます。

そのほかは職員給与費に関する増減及び財源更正でございます。

10ページをお願いいたします。

最上段の河川改良費でございますが、2億419万9,000円の減額を計上しております。

主なものを御説明いたします。

まず、2段目の河川改修事業費で2億226万円の減でございます。内訳でございますが、説明欄にありますように、国の内示減に伴う減額が1億6,030万円、企業局に委託して実施しております荒瀬ダム撤去関連事業の減額が4,196万円でございます。これは支川の百済来川の泥土除却工事におきまして、工事間の流用が可能となり、泥土の運搬距離が短縮できたことが主な理由でございます。

次に、4段目の都市基盤河川改修費で902万7,000円の減額を計上しております。これは熊本市が行う河川改修事業への補助でございます。市の事業費確定に伴い県からの補助

金を減額するものでございます。

次に、下から4段目の河川等災害関連事業費で4,615万6,000円の減額を計上しております。これは事業費確定による減でございますが、特に今年度発生 of 災害関連事業がなかったことが主な理由でございます。

次に、下から3段目の単県河川改良費で7,000万円の増額を計上しております。これは経済対策に伴う増でございます、水上村の球磨川ほか2カ所の改修を予定しております。

11ページをお願いいたします。

最上段の河川等補助災害復旧費でございますが、11億633万3,000円の減額を計上しております。

主なものを御説明いたします。

まず、3段目の直轄災害復旧事業負担金で7,997万5,000円の減でございます。これは国の事業費確定による減額でございますが、今年度発生 of 直轄災害復旧事業がなかったことから大幅な減額になっております。

次に、4段目の過年発生国庫補助災害復旧費で1,397万2,000円の減でございます。本年度の事業費確定によるもので、入札残などが主な理由でございます。

次に、5段目の現年発生国庫補助災害復旧費で10億1,238万6,000円の減額でございます。これは本年度台風の上陸もございませんで、例年に比ばまして災害の発生件数が少なかったことから、待ち受け予算としてあらかじめ確保しておりました予算を解除するものでございます。

次に、下から5段目の河川等単県災害復旧費で256万3,000円の減額を計上しております。これは事業費確定に伴うものでございまして、入札残などが主な理由でございます。

以上、河川課の補正額は、最下段にございますように18億8,835万5,000円の減額で、補正後は105億4,324万5,000円でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○潟山港湾課長 港湾課でございます。よろしく願いいたします。

資料の13ページをお願いいたします。

まず、一般会計につきまして御説明いたします。

1段目の港湾管理費につきましては、主に職員給与費の減額や、国庫支出金返納金及び市町村負担金の返納金の増額などで、合わせて1,700万円余の減でございます。

下から4段目の港湾建設費につきましては、3億4,357万1,000円の減額でございます。下から3段目の重要港湾改修事業費は、交付金の内示減に伴うものでございまして、八代港ほか2港で2億5,500万円余の減でございます。

最下段の単県港湾修築事業費につきましては、国の経済対策に伴う増でございます、熊本港と長洲港で2億5,000万円の増でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

2段目の国直轄事業負担金につきましては、事業費確定に伴うものでございまして、八代港と熊本港で3億4,200万円余の減でございます。

次に、5段目の空港管理費でございますが、これは天草市派遣職員の人件費負担金でございます、570万円余の増でございます。

下から3段目の港湾整備事業特別会計繰出金につきましては、1,100万円余の減でございます。

最下段にありますように、港湾課の一般会計といたしましては3億6,661万7,000円の減で、補正後の合計額は54億6,582万3,000円でございます。

続きまして、資料の15ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計につきまして御説明いたします。

施設管理費でございますが、これは職員給与費の増や確定申告による消費税額の減、合わせて2,336万円の増でございます。

次に、15ページの説明欄の債務負担行為の設定につきまして御説明いたします。

熊本港と八代港のコンテナターミナル管理運営業務につきまして、平成23年から平成25年までの3カ年につきまして、限度額をそれぞれ3,000万円余と設定しております。それと、庁舎等の管理業務といたしまして、限度額2,300万円余の設定をお願いしているところでございます。

次に、16ページの公債費の元金と利子は、起債の借入元金と利子の確定に伴うものでございまして、1,021万1,000円の減額でございます。

最下段にありますように、港湾整備特別会計は1,314万9,000円の増で、補正後の合計額は34億9,825万3,000円でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計につきまして説明いたします。

3段目の熊本港臨海用地造成事業費につきましては、これは経費節減による170万円の減でございます。

最下段にございますように、臨海工業用地造成事業特別会計といたしましては170万円の減で、補正後の合計は6億3,005万9,000円でございます。

港湾課は以上でございます。よろしく御願いたします。

○内田都市計画課長 都市計画課でございます。

資料の19ページをお願いいたします。

上から3段目の景観整備費でございますが、803万5,000円の増額をお願いしております。これは説明欄に記載をしておりますが、平成21年度分の緑の基金積立額確定に伴

う積立金でございます。

次に、新幹線建設促進事業費でございますが、九州新幹線鹿児島ルートの新幹線建設促進事業費確定に伴い、財源更正をお願いしております。

次に、都市計画総務費でございますが、7億5,237万9,000円の増額をお願いしております。

主な内訳といたしましては、まず指導監督事務費は、説明欄のとおり、国庫内示増に伴う400万円の増額及び財源更正をお願いしております。

20ページをお願いいたします。

上から3段目の国庫支出金返納金及び4段目の市町村負担金返納金でございますが、これは説明欄に記載しておりますとおり、平成21年度事業費確定に伴い不用額が生じた事業費の国庫補助金と市町村負担金を返納するものでございます。

次に、2段下の連続立体交差事業費につきましては、説明欄のとおり、事業費確定に伴う3億8,400万円の減でございます。

この下の段にあります熊本駅周辺地域鉄道高架化基金積立金は、九州新幹線開業を機に、新幹線建設の事業主体であります鉄道・運輸機構の連続立体交差事業に係る今後の負担金約11億円を原資といたしまして、基金を創設するものでございます。

次に、その下の段、街路事業費でございますが、説明欄のとおり、国庫内示減によりまして1億3,900万円の減額をお願いしております。

次に、21ページをお願いいたします。

都市公園費でございますが、これは説明欄のとおり、沿道景観緑化推進事業費における財源更正及び都市公園整備事業費における国庫内示増及び財源更正をお願いしております。

以上、都市計画課は、最下段のとおり計5億6,533万2,000円の増額補正をお願いしてお

ります。この結果、補正後の予算額は161億2,377万4,000円になります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○西田下水環境課長 下水環境課でございます。よろしく申し上げます。

まず、一般会計の補正から主なものについて御説明いたします。

資料の23ページをお願いいたします。

上から4段目の一般廃棄物等対策費として4億7,232万1,000円の増としております。

その主な内訳としまして、説明欄の3行目、4行目に記載しておりますが、経済対策に伴う増として、単独処理浄化槽転換事業4億7,507万9,000円を計上しております。

平成13年度から、トイレの廃水のみを処理する単独処理浄化槽の設置は禁止されておまして、県では、雑排水も処理する合併処理浄化槽への転換を、県民、各市町村に働きかけているところでございますが、県が管理する施設につきましてもこの単独処理浄化槽が残っていることから、上益城振興局土木庁舎など勤務する職員や来客者が多い15施設を対象としまして、地域活性化交付金を活用し、合併処理浄化槽への転換を行うものでございます。

次に、最下段の団体営農業集落排水事業費につきまして1,295万円の減としております。これは国の内示減によるものでございます。

また、次の24ページの上から4段目の漁業集落環境整備事業費につきましては、5,440万8,000円の減としておりまして、これも国の内示減に伴うものでございます。

25ページをお願いいたします。

最下段に記載のとおり、一般会計の合計では3億8,090万1,000円の増額で、補正後予算は22億8,146万6,000円となります。

次に、流域下水道事業特別会計について御

説明いたします。

26ページをお願いいたします。

上から3段目の熊本北部流域下水道管理費の1億2,837万6,000円の減は、機器のオーバーホールに要する費用が当初見込みを下回ったことなどによる維持管理費の減と、消費税の確定に伴う納付額の減によるものでございます。

右側の説明欄の2行目をお願いいたします。

下水道法で処理水の水質検査を毎月行うことが義務づけられており、次年度当初から実施する必要があるため、水質法定検査業務費360万5,000円の債務負担行為を計上しております。

次の27ページをお願いいたします。

上から2段目の球磨川上流流域下水道管理費及び一番下の段の八代北部流域下水道の管理費におきましても同様に、説明欄に記載のとおり、水質法定検査業務委託に関する経費として、それぞれ381万7,000円、373万6,000円の債務負担行為をお願いしております。

ちょっと戻りまして、下から3段目の球磨川上流流域下水道建設費（交付金事業）でございますが、8,510万円の減としております。これは国庫内示減によるものでございます。

28ページをお願いいたします。

最下段に記載のとおり、流域下水道事業特別会計合計では2億7,442万1,000円の減額で、補正後の予算額は33億5,070万4,000円となります。

下水環境課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○坂口建築課長 建築課でございます。

補正予算説明資料の29ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

まず、土木総務費でございますが、4段目の営繕管理費につきまして、経済対策に伴い

ます増額の2億円と、県有施設の保全改修に要します経費の執行残の6,200万円によりまして、差し引き1億3,800万円の増額を計上しております。

次に、建築指導費でございますが、6段目の建築基準行政費の10万9,000円の増額をお願いしております。これは建築確認手数料の増によります経費の増と建築基準指導等に要する経費の減を合わせたものでございます。

7段目のがけ地近接等危険住宅移転事業費でございますが、593万6,000円の減額をお願いしております。これは今年度がけ地近接等危険住宅移転事業の実績がなかったことによるものでございます。

以上、建築課分としまして、最下段でございますが、7,952万円の増額補正予算を計上しております。以上の補正によりまして、建築課分の補正後の額は12億3,680万4,000円となります。

よろしく願いいたします。

○澤井住宅課長 住宅課でございます。よろしく願いいたします。

30ページをお願いいたします。

まず、住宅管理費でございますが、984万4,000円の減額を計上しております。主に職員給与の減によるものでございます。

次に、5段目の住宅建設費でございますが、4,961万1,000円の減額を計上しております。主なものは、8段目の公営住宅ストック総合改善事業費に3,203万2,000円の減額を計上しております。これは県営住宅の住戸改善工事や外壁改修工事などの入札残などによるものでございます。

次に、9段目の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費1,616万9,000円の減額を計上しております。これは入居実績により支給いたします家賃減額補助及び高齢者居住安定確保計画策定費に要する経費の減によるものでございます。

以上、住宅課分は、最下段のとおり5,945万5,000円の減額でございます。補正後の予算額は21億5,813万2,000円となっております。

よろしく願いいたします。

○高永砂防課長 砂防課でございます。

説明資料の31ページをお願いします。

4段目、砂防費ですが、4,591万円を減額予定です。

内訳について主なものを説明いたします。

6段目、国直轄事業負担金は、川辺河流域直轄砂防事業費の確定に伴い3,908万5,000円減額予定です。

7段目の国庫支出金返納金は、42万円を増額予定です。これは、主に平成20年度から21年度に繰り越した事務費の節減に伴う不用により、国庫補助金を返納するものです。

8段目、周辺障害防止対策事業費は、山都町の陸上自衛隊大矢野原練習場における事業費確定に伴い2,000万円減額予定です。

9段目、砂防激甚災害対策特別緊急事業費は、美里町の都留川ほか3カ所の国庫内示減に伴い900万円を減額予定です。

続いて、32ページですが、2段目、単県砂防施設維持管理費は、国の緊急総合経済対策に対応して2,000万円を増額予定です。多良木町宮ヶ野川ほか3カ所の堆積土砂の掘削などを予定しております。

3段目、市町村負担金返納金は175万5,000円を増額予定です。これは平成20年度から21年度に繰り越した事務費節減に伴う不用により、市町村負担金を返納するものです。

以上、最下段に記載のとおり、砂防課として5,056万2,000円の減額となり、砂防課予算として63億1,182万4,000円となります。

御審議をよろしく願いいたします。

○古里監理課長 33ページをお願いいたします。

平成22年度の繰越明許費でございます。

繰越明許費につきましては11月の議会で承認をいただいておりますが、2月議会では追加設定といたしまして、今回の経済対策分と11月設定分の不足分について設定をお願いしておりますところでございます。

内訳としまして、上の1の表でございますが、一般会計につきましては、経済対策分が15億6,407万9,000円、11月設定分での不足額が3億6,000万円でございます。合計が19億2,407万9,000円をお願いしているところでございます。

さらに、その下でございますが、特別会計でございます。いずれも11月設定分での不足分として2でございますが、港湾整備事業特別会計で5,000万円、3の臨海工業用地造成事業特別会計で6,100万円の設定をお願いしておりますところでございます。

追加設定額は、一般会計、特別会計を合わせまして、一番下の欄の右から2番目でありましたが、20億3,507万9,000円になり、11月の設定の分と合計しますと、一番下の右でございますが、373億2,712万7,000円となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○内田都市計画課長 都市計画課でございます。

資料の35ページをお願いいたします。

第27号議案、熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例の制定についてでございます。

資料の36ページの概要によりまして御説明を申し上げます。

条例制定の趣旨でございますけれども、JR鹿児島本線等連続立体交差事業におきまして、新幹線建設の事業主体であります鉄道・運輸機構が、九州新幹線開業後に負担する費用を受け入れるための基金を設置するものでございます。

基金といたしましては約11億円を積み立て、事業完成までの各年度の事業費の財源とするものでございますが、先ほど御説明をいたしました補正予算に計上をしているところでございます。

条文の構成につきましては、他の基金条例と同じ内容になっております。

施行の期日は、交付の日から施行することとしております。

以上、御審議のほどをよろしく願いいたします。

○猿渡道路整備課長 道路整備課でございます。

資料の37ページをお願いいたします。

第30号議案、平成22年度道路事業の経費に対する市町村負担金について御説明申し上げます。

表の左の欄が事業名、それから右の欄が負担すべき金額でございます。

経済対策に伴う地域道路改築事業の地域住宅支援道路分といたしまして、先ほど補正予算案で計上をしておりましたけれど、道路法に基づきまして当該事業に要する経費のうち、市町村が負担すべき金額を定めるものでございます。

9月議会の折には、地域道路改築事業（道路改良）ということで、これに係ります市町村負担金についてお願いしております。その前回分につきましては、国の負担金率が60%ということでありましたが、今回の地域住宅支援道路分につきましては、交付金率が45%と若干低くなっております。

それで、工事費から交付金を差し引いた県負担分の15%をお願いをしておきまして、それぞれ計算いたしますと、前回分が10分の0.6で、今回の経済対策地域住宅支援道路分につきましては、工事費の10分の0.825ということになりますので、それに相当する金額の御負担をお願いするものでございます。

なお、今回の提案に当たりまして、関係市町村に対しましては事業計画の明細を十分説明をいたしまして、市町村負担金に係る同意を得た上で提案をしております。

よろしくお願いたします。

○西田下水環境課長 下水環境課でございます。

38ページをお願いいたします。

第31号議案、平成22年度流域下水道事業の経費に対する市負担金について御説明いたします。

八代北部流域下水道におきましては、下水を処理する費用として、関係市町から、流入水量1立方メートル当たり116円の負担をしてもらっておりますが、今回、宇城市公共下水道からの流入水により、水処理の過程で発生する汚泥の処理に要する費用が増加しましたので、宇城市に増加費用349万2,024円の負担を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○古里監理課長 監理課でございます。

39ページをお願いいたします。

第32号議案につきましては工事請負契約に関する議案でありますので、監理課から説明をさせていただきます。

1、工事名は、熊本北部流域下水道水処理施設増設工事でございます。

工事の内容は、水処理施設工一式でございます。

工事の場所は、熊本市鶴羽田町地内でございます。

工期は、契約締結の日の翌日から平成25年3月15日まででございます。

契約金額は、8億4,000万円。これは消費税及び地方消費税見込相当額を含むものでございます。

契約の相手方は、丸昭・橋口・五領建設工

事共同企業体でございます。

契約の方法は、一般競争入札でございます。

次に、40ページをお願いいたします。

入札の経緯及び入札の結果についてでございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格でございますが、上段から、建設工事の種類、共同企業体の構成員数、格付等級又は経営事項審査の総合評定値、営業所の所在地、施工実績に関する事項及び配置予定技術者に関する事項については、記載のとおり設定しているところでございます。

下の段でございますが、2の評価に関する基準でございます。

本工事は、入札時に施工計画書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定いたします総合評価方式で実施しております。

施工計画の評価項目としては、下水道水処理施設工事において、現場打ちコンクリートの温度ひびわれ防止等の品質管理が重要であることから、次のページに記載しているとおりの課題を設定し、提出されました施工計画書の評価に基づく技術評価点を、入札価格で除して算定いたしました評価値が最高の業者を落札者としております。

41ページをお願いいたします。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札には3社が参加し、平成22年12月16日に開札を行い評価値を算定しています。

その結果、技術評価点が92.4で、税抜き10億2,300万円の予定価格に対しまして、税抜きで8億円で入札しました丸昭・橋口・五領建設工事共同企業体が、評価値11.55と3社の中で最高の評価値となり落札しております。

この入札につきましては、入札価格(税抜き)8億円が、低入札調査基準価格(税抜き)8億6,708万5,754円を下回ったため、低入札

価格調査を実施いたしました。

調査の結果、工事内訳書の内容及びその根拠等について、項目や数量に特に問題となる点は見当たらず、またこれまでの下水道水処理施設の施工実績に基づく効率的な施工管理により、コスト縮減を図ることも可能と判断できること、予定している協力会社は継続的に取引実績があり、同種工事の施工実績もあることから、安全管理や品質管理等についても問題がないものと判断したため、落札を決定しました。

工事請負契約に関する点は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○瀧山港湾課長 資料の43ページをお願いいたします。

指定管理者の指定について2件説明いたします。

まず、39号議案の熊本港のコンテナターミナルから御説明いたします。

44ページの概要版で御説明いたします。

1の選定の経緯でございますが、去る1月25日に選定委員会を開催いたしました。

2の審査結果等でございますが、申請者は、くまもとファズ株式会社1社でございます。審査に当たっての基本的な考え方に基づき審査しました結果、当該申請者を指定管理候補者として選定したところでございます。

主な選定理由といたしましては、県が求める各選定項目の基準をすべて満足していること、また港湾荷役に関する専門的な知識と能力を有していること、それとこれまで熊本港コンテナターミナルを適切に管理してきた実績があることなどでございます。

提案価格につきましては、平成23年度から平成25年度までの各年度3,201万5,000円で、3年間の合計額が9,604万5,000円でございます。

なお、3の選定委員につきましては、名簿

に記載しておりますように、庁外4名と庁内3名の合計7名でございます。

続きまして、45ページの40号議案の八代港のコンテナターミナルについて御説明いたします。

46ページの概要版で説明いたします。

1の選定経緯については、先ほどの熊本港と同様に、1月25日に選定委員会を開催したところでございます。

2の審査結果等でございますが、申請者は八代港運株式会社1社でございます。これも熊本港と同様に、審査に当たっての基本的な考え方に基づき審査しました結果、当該申請者を指定管理候補者として選定したところでございます。

主な選定理由につきましても、熊本港と同様に、県が求める各選定項目の基準をすべて満足していることや、港湾荷役に関する専門的な知識と能力を有していること、それとこれまで八代港コンテナターミナルを適切に管理してきた実績があることなどでございます。

提案価格につきましては、平成23年度から平成25年度までの各年度3,320万1,000円で、3年間の合計額が9,960万3,000円でございます。

港湾課の条例等関係議案は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○安達道路保全課長 道路保全課長の安達でございます。

今定例会に提出しております道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認については、第47号議案から第52号議案までの6件でございます。

まず、第47号議案についてですが、資料の48ページの概要版にて説明します。

本件は、平成22年10月1日午後8時30分ごろ、球磨郡五木村椎葉の主要地方道宮原五木線において、和解の相手方が所有する普通乗

用車が、五木村頭地方面から八代市方面に向けて進行中、道路右側のり面から落下していた直径40センチ程度の石と衝突し、車両の前部を破損するとともに、運転者も頸椎捻挫の負傷をしたものであります。

このケースでは、事故現場の道路が左カーブでやや見通しが悪かったとしても、運転者が道路状況に応じて前方に十分注意して運転していれば衝突を回避できた可能性もあることから、車の修理費用及び運転者のけがの治療費の合計額の5割に相当する14万7,555円を賠償しております。

なお、事故現場におきましては、今後点検調査の結果を踏まえて対策を実施することとしております。

次に、48号議案についてですが、資料の50ページをお願いします。

本件は、平成22年10月28日午前8時40分ごろ、菊池郡大津町室の国道325号において、和解の相手方が、軽四輪乗用車で菊陽町方面から菊池市方面に向けて片側2車線道路の歩道寄りの車線を進行中、道路左側の植樹帯に植栽されているケヤキの木から枯れ枝が落下し、フロントガラスを破損したものであります。

このケースでは、運転者が事故を回避することは困難ということで、修理費用17万1,202円の全額を補償しております。

なお、事故現場におきましては、周辺も含めて樹木の点検を行い、枯れ枝の撤去を実施しております。

次に、第49号議案についてですが、資料の52ページをお願いします。

本件は、平成22年11月8日午後0時30分ごろ、八代市泉町柿迫の一般国道445号において、和解の相手方が普通乗用車で五木村方面から美里町方面に向けて進行中、道路左側のり面から落下してきた石が左側後部ドアを直撃し、左側後部ドアを破損したものであります。

このケースでは、運転者が事故を回避することは困難ということで、修理費用25万793円の全額を補償しております。

なお、現場においては、本年度の防災点検調査の結果を踏まえて、対策を選定することとしております。

次に、第50号議案についてですが、資料の54ページをお願いします。

本件は、平成22年12月14日午後6時40分ごろ、八代市坂本町荒瀬の国道219号において、和解の相手方が所有する軽四輪乗用車が、人吉市方面から八代市方面に向けて進行中、道路左側のり面に設置された落石防止のためのロックネットのかごからはみ出していた石と衝突し、左前輪を破損したものであります。

この事故は、事故現場の道路が右カーブから直線になってから60メートル程度の地点で発生しており、運転者が道路状況に応じて、前方に十分注意して運転していれば衝突を回避できた可能性もあることから、車の修理費用の4割に相当する7,875円を賠償しております。

なお、現場については、既設のロックネットの一部が破損していたことから、これらの補修を実施しております。

次に、51号議案についてですが、資料の56ページをお願いします。

本件は、50号議案の約20分後に同じ箇所が発生した事故であり、事故原因、事故の内容、被害の程度も50号議案のケースとほぼ同様であったため、このケースにおいても車の修理費用の4割に相当する2,739円を賠償しております。

次に、52号議案についてですが、資料の58ページをお願いします。

本件は、平成22年12月15日午後1時ごろ、菊池郡菊陽町曲手の一般県道曲手原水線において、和解の相手方が、軽四輪乗用車で熊本空港方面から菊陽町役場方面に向けて、片側

2車線の道路の歩道寄りの車線をトラックに追従して進行中、道路左側の植樹帯に植栽されているケヤキの枝に前を走行していたトラックが接触し、そのはずみで折れた枝が後続してきた和解の相手方が運転する軽四輪乗用車を直撃し、ボンネット等を破損したものであります。

このケースでは、トラックが接触した枝は、車両制限令で規定する地上高3.8メートルが確保されておらず、道路管理者に管理瑕疵があるものと判断されます。また、運転者が当該事故を回避することは困難ということで、修理費用19万5,814円の全額を賠償しております。なお、前走していたトラックからの補償請求はあっておりません。

事故現場周辺においては、翌16日に、車両制限令で規定する地上高3.8メートルが確保されていない枝の撤去を実施しております。

今回提案しております専決処分の報告は、以上6件であります。

なお、平成22年度議会報告の案件は、今回の6件を含めて16件となり、賠償金額は224万1,000円となっております。そのうち、22年度の第3・四半期までに発生した事故件数は10件、賠償金額は108万円となっております。平成21年度と比較してみますと、件数で33%の減、補償金額で55%の減となっております。

もともと、この事故の発生件数は、その年の気象状況にも大きく左右されますけれども、今後とも事故の減少を目指して、ハード・ソフトの両面から対策を講じていきたいと考えております。

道路保全課からの説明は以上でございます。

○古里監理課長 監理課でございます。

59ページをお願いいたします。

報告第3号、専決処分の報告についてでございます。

職員に係ります交通事故の和解につきまして、地方自治法の規定により行いました専決処分を御報告申し上げるものでございます。

60ページの概要により報告させていただきます。

この事故は、平成22年2月10日午前11時30分ごろに、玉名市岱明町庄山の市道で発生したものでございます。

相手方との示談交渉の結果、県の過失30%、相手70%で合意したものでございます。

相手方の県に対する損害賠償額は3万2,017円でございます。

事故の状況でございますが、玉名地域振興局土木部維持管理課嘱託職員運転の公用軽乗用車が、幅員3メートルほどのセンターラインのない玉名市道を走行中、カーブ手前で対向車を確認しましたため停車しましたが、相手方車両がとまりきれずに衝突し、双方の車両を破損したものでございます。

次に、61ページをお願いいたします。

報告第4号、専決処分の報告でございます。同じように職員に係ります交通事故でございます。

62ページの概要により説明をさせていただきます。

この事故は、平成22年9月15日午後4時50分ごろに、人吉市北泉田町の交差点で発生したものでございます。

相手方との示談交渉の結果、県の過失100%、相手方ゼロで合意したものでございまして、損害賠償額は6万2,400円でございます。

事故の状況は、球磨地域振興局土木部維持管理課技師運転の公用普通乗用車が、市道から県道人吉インター線へ左折して進入する際に、前方に停車していました相手方車両に追突したものでございます。

以上、職員の交通事故に係る専決事項の報告について御説明いたしました。

球磨地域振興局の職員の交通事故につつま

しては、県が加入している任意保険での対応でございます。

職員の交通事故、交通違反の防止につきましては、さらに徹底を図るように取り組んでいく所存でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○重村栄委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はございませんでしょうか。

○鎌田聡委員 20ページの熊本駅周辺の鉄道の高架化基金の積立金ですね、今回基金条例をつくってということになりますけれども、鉄道・運輸機構からの負担金は11億円と、これを基金に入れてということですが、これは何か負担金の割合というのはどうなっているんですか。総事業費が幾らで、その後の11億円というのはどれぐらいの割合ですか。

○内田都市計画課長 JR鹿児島本線と連続立体交差事業の4社の全体事業費は約854億円でございます。そのうち鉄道・運輸機構の負担額が約283億円ございまして、そのうちの県負担額が47億円程度ということでございます。その47億円程度の中から22年度までの執行見込額を差し引きました、23年度以降の納入見込額が約11億円ということでございます。

○鎌田聡委員 では、47億円のうちの11億円を鉄道・運輸機構が負担すると……。

○内田都市計画課長 鉄道・運輸機構の全体負担額約283億円のうち、県のところの施工分が約47億円ということでございます。それが23年度以降鉄道・運輸機構の負担額が県に入っている部分が約11億円ということでございまして、その約11億円を今回基金として積み立てをお願いしているところでござい

す。

○鎌田聡委員 23年度以降、これも高架化事業が終わるまでの分が11億円ということになるんですか。

○内田都市計画課長 そのとおりでございます。

○鎌田聡委員 あと事業費が若干増減したりするかと思いますけども、こういった場合は余計負担してもらおうと、これは当たり前のことということではよろしいですか、これで決まりじゃなくてですね。

○内田都市計画課長 この約11億円は23年度以降の見込額と、最終精算見込額として今回基金を設定しているものでございますが、委員御指摘のとおり、過不足が生じた場合は鉄道・運輸機構に対しまして協議するというところで考えております。

○重村栄委員長 よろしいですか。  
ほかにございませんか。

○井手順雄委員 お聞きしたいんですが、入札報告、41ページ、この低入札、忘れましてけんちゅとお聞きします。低入札調査基準価格と失格判断基準価格の違いはどのようにして出たのか。

○古里監理課長 低入札価格とは、普通5億円以上の場合が低入札調査基準価格と言っておりますが、通常ですと最低制限価格と言っておりますが、5億円以上の場合は低入札ということでして、この場合は全体のいわゆる予定価格の84.75%でございます。

下の失格判断基準価格は、さらにそれを下回る額でございまして、73.91%が失格判断基準価格ということで設定をしております。

それぞれ算式の方は事前説明、公表しているという状況でございます。

○井手順雄委員 低入札調査基準価格というのはわかりましたけれども、失格判断基準価格は何をもって判断をしているんですかね。

○古里監理課長 この失格判断基準価格でございますが、工事については、品質、安全管理等を配慮した上で公共事業をきちんと施工していただくということで考えておりますが、この金額を下回った場合は、それがもう困難であるという判断のもとに設定した金額でございます。ですから、これを下回った場合は当然に契約を行うことはやっておりません。

○井手順雄委員 今の課長の説明だと、ほんなら失格判断基準価格まで下げてもイコール仕事はできると。

○古里監理課長 最低入札調査基準価格を下回った場合は、県の方で審査会を開きまして十分な精査を行った上で、やれるかどうかという審査・検討を行った上で実施、最終的な落札者を決定するというところでございます。今回はそういう審査会等を開催しまして、品質管理、安全管理等が十分できるということで、契約を締結するというところできょう提案を申し上げているところでございます。

○井手順雄委員 基本的に仕事というのは、最低価格84.8%程度は、私は仕事ができる今の現状において、公共工事においてこの価格が私は最低ラインだろうというふうな認識がございませぬ。

そういう中で、県の方が失格判断基準をなおさら下の方まで設けられて、73.9%まで下げられたと、その中で調査をして、できるかできぬかを決められるというのは、本当極め

て、以前建築の物件にもありましたけども、菊池高校だったか、施工するところに行って実際現場から聞いてみますと、下請とか、材料屋さんとか、そういったところが大分しわ寄せが来ると。しかし、受注せぬとなかなか会社は立っていかぬからやむなくというようなところの現状もあるんですね。

そういうところで低入札調査をされるわけであって、元請と、そのときにはこうやって効率よくやりますとか、安全管理はこうしますとか、取ってつけたようによか方に言うて基準が通るとというのが現状なんです。これで失格になったところは今まで一本もないわけです。

だから、あと私が言いたいのは、例えば国交省あたりは、低入札になった場合、そこにちゃんとした調査がぴしゃっと入ります。そして、いろんな施工管理にしても、品質管理にしても、安全管理にしても、ぜひ現場の方に入ってそういった書類を上げろとか、そういう支払いの状況はどうなっているかとか、そういったところも詳細にやっぱりずっと終わるまで管理していくわけです。それが私は当たり前だろうと思っております。

県の方は、ではこういった低入札価格だった物件について、例えば委託監督さんを張りつけて、そういった当たり前の施工ができているのか、そういう管理ができているのかというのが、何か県としては土木の方では考えておられるんですか。

○野田土木技術管理室長 管理室でございます。

品質管理におきましてとか、安全管理という面におきまして、井出委員がおっしゃいましたような懸念がないわけでもございませぬので、今回このような事態が発生いたしましたので、普通は主任監督員と総括監督員というのを2人現場に張りつけるわけでございますが、プラスということでもう一人監督員を

配置して、そのような品質管理とか施工管理並びに安全管理等が適切に行われるようにとのことで、今回の案件については追加するような方向で、今事業課の方と協議をしているところでございます。

その下請の話は監理課長の方から……。

○古里監理課長 低入札調査では、まず、審査に当たりまして、私どもが対象業者に対しては、工事内訳書の提出、それから調査資料の提出を求めて、その内容について審査をやっているところでございます。

内容につきましては、要はその当該価格により本当に工事ができるのかどうかということ、それから手持ち工事の状況、資材の状況、それから手持ち機械、労務の提供と、そういうものについてちゃんと提供ができるのかというふうなことを、るる調査をしているというふうな状況でございます。

それから、調査に当たりましては、やはり下請の業者へのしわ寄せ、こういうものが大変懸念されることから、今後適正な支払い等の確認も含めて厳正に検討する必要があるというふうに考えております。

○井手順雄委員 やっぱり材料とかを入れる人、または下請なり孫請の、ひ孫請のところまでちゃんと賃金とか、そういった問題がないようなところまで、なかなか難しかと思いますけど、そういったところまで目を光らせながらびしゃっとした仕事をしていただきたいというふうに思いますし……。

最低制限価格の下に低入札価格というのは要らぬと思うですな。最低制限価格を割ったら失格にすりゃどぎゃんですか。そうすつどぎゃんこつはなかつだけん——という要望をここで1点しておきます。

それと、一番最後なんですけど、公務によるいわゆる交通事故ですたいな。これはずっと絶えぬわけです。私も監査委員というのをや

っておりますけども、これ見てみっと、各課合わせたら大分あるわけ、県庁自体で。そうしたときに、結局ここにある、公用普通乗車とかあるけども、通常は個人の車を借り上げて、その職員さんが持っている車で現場に行っているとか、打ち合わせに行っているとかいうのが私は多いと思うんですよ。

そういう中の事故が大変多いような状況があると思うんですが、これをどぎゃんか打開するべきというのか、これはそろそろ考えた方がいいのかなと。以前のように公用車をばんばかふやして、専門の運転手さん、現業の運転者さんをふやすとかいうのはなかなか厳しいという財政状況の中で、私は、自分の、個人の車を使わずに、例えば公共機関だとか、タクシーだとか、そういったところと切りかえてやるべきじゃないのかなと、そうしたときに、こういった事故の専決処分なんてぐっとまた減るのかなというふうな思いがあります。

そこで、今こういった出張とか、個人の車を借りていく場合、幾らか手当があるわけでしょう。手当がありますかね。——あると思うんですよ。そういった予算は年間幾らぐらい要るのかと。

そして、あと保険もかかっとなはっでしょう。保険あたりの加入金額とかもある、いわゆるそれにかかるお金ですたい。県庁に来て、そういった現場に行くとか、打ち合わせに行くとかいうところの費用。これはきょうは要らぬですよ。そういった費用の合計と、もしその分、公共機関、タクシーで行ったとき、どのくらいの差があるのか。

まあ事故とか、そういった損害賠償とかは保険で払いますからよございますよとか、そういう感覚じゃなしに、そういうのをなくす方向に持っていかなくちゃいけないと思うんで、そこ辺のタクシーとかで行った方が高くなるかとは思いますが、そこら辺の費用をちよつと算出していただければなというところ

ろがありますたいな

これは土木部に限らず、この分に関してはほかの委員会にも私は提案しようと思うつもりですが、その辺をもうちょっと改善していかぬことには、なかなかこういう事故というのは減ってこない。人身事故とかあって亡くなったとか大変なことになりますから、またけがして後遺症が残ったとか、そういうのをやっぱり解消するためには、そろそろ真面目に——真面目じゃないですね、そろそろ抜本的なそういった公用車に対するの改革が要るのかなと。

そういったところを今後進めていきたいと思うんで、よかならば土木部の方でその辺資料を上げていただければ、ここの委員会なりでもいいし——に上げていただいて、次回の委員会までに報告なり資料提出をしていただければありがたいなと、要望をしておきます。

○重村栄委員長 要望でよろしいですか。

○井手順雄委員 はい。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○上田康弘委員 23ページですが、下水道環境課。

一般廃棄物等対策費、これは経済対策に伴う増で、単独処理浄化槽転換事業というのがあっております4億7,500万円、これは公共施設だけの転換の補助なんですか、それとも民間の家の人たちにも適用されるお金ですか。

○西田下水環境課長 今回の対象としておりますのはすべて公共施設、例えば県警、高校とか警察署など公共施設だけを対象としております。

○上田康弘委員 公共施設だけで4億7,000万……、そうですか。これは例えば民間の人だったら、その家の人がどれくらいの、例えば3分の1とか、市町村がどれだけとか、国がどれだけという負担割がありますけど、県の場合そういう公共施設をするときはどういう負担割なんですか。

○西田下水環境課長 これは、国庫補助対象には基本的には——通常は個人が設置される場合には環境省の国庫補助制度がございます。それとあわせて県費補助制度もやっております。ただ、通常の個人の場合と違いまし、今回の場合は補助の対象となりませんので、基本的には活性化交付金を活用して、すべて充当して実施したいと考えております。

○上田康弘委員 わかりました。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○早川英明委員 今のに関連ですが、今度この施設をされるところには、まだ農業集落排水とか、あるいは公共下水道あたりは全然入っとらぬところの施設でしょうね、もちろん。

○西田下水環境課長 今回15カ所として計上しているものは、すべて下水道計画がないところを対象としております。

○早川英明委員 わかりました。

○重村栄委員長 ほかにございますか。

○鎌田聡委員 指定管理者の指定ということで2件出されておりますけれども、今いろいろ御指摘もあっております、県のOBさんがいるところが指定ということで提案されているところもあるみたいですがけれども、熊本港

と八代港の指定管理者で今回提案されているところには、県職員OBはどうでしょうか。

○潟山港湾課長 今鎌田委員の質問でございますが、まず八代港の方の八代港運株式会社には、これは完全な民間でございまして、現職の県職員及び県職員OBはおりません。

それともう一つ、熊本港の熊本ファズ株式会社につきましては、3名の県職員OBが役員として在籍しているところでございます。

○鎌田聡委員 もちろん、ないと思いますけれども選定理由ですね、ここに記載されていますが、選定理由に、県職員OBがいるところとか、そういうのはないんですね。

○潟山港湾課長 それはございません。

○鎌田聡委員 それとよろしいですか。

あと、今回はそれぞれ1社だったからそうかもしれませんけども、選定委員会の開催というのは1回で終わっているんですね。もう少し詳しくやっぱり審査をするのであれば、なかなか1回の審査だけでは、この社に決めようということにはなかなかならないと思いますし、そういう意味ではもう少し、今回の場合はそういったことでいいかもしれませんけども、その辺の審査は慎重にやっていただきたいということとあわせて、これ仮に、点数がそれぞれ出ておりますけども、先ほどの入札の失格の価格じゃありませんが、何点を下回ったらだめとか、そういった点もあるんですか。

○潟山港湾課長 点数についての制限はございません。

今回、7名の委員がそれぞれ100点を持ち点といたしまして、トータル点数で700点満点で、それぞれ熊本港が430点、八代港が454点という得点で、それぞれ六十数%の得点で

ございましたけれども、これは提案価格がございまして、我々が事前に基準価格というのを定めておりまして、その差がほとんどない場合はこれが0点になってしましまして、各委員持ち点15点、7名分で105点が0点ということで、実質的にはほぼ600点満点で430点、あるいは450点ということで、こういう計算をしますと7割以上の得点になるかなということを考えているところでございます。

○鎌田聡委員 得点はわかりますけど、最低の得点というのはあるんですか、これは300点以下は失格とか。

○潟山港湾課長 それはございません。

○鎌田聡委員 今回は1社だからすべてOKということでもないんですね。やっぱり選定理由をきちんと見た上でこの社に決めるということであったということで、理解しとってよろしいですか。

○潟山港湾課長 はい。

○鎌田聡委員 いいです。

○井手順雄委員 ちょっと関連。

では、1社でそういった指定管理者の応募があったと。これは全然つまらぬばいと、例えばなった場合、1社ですね、そういうときには県が管理するわけですか。今までどおり。

○潟山港湾課長 今回は募集の結果それぞれ1社ずつだったという結果、また前回の17年度においても、実質この熊本ファズ株式会社と八代港運の1社ずつだったわけですが、我々コンテナターミナルの指定管理者公募に当たりましては、運用指針で例示された参加資

格を今回の応募参加資格として定めただけでございまして、特に申請者に対して特殊な能力や資格保持を求めているということで、資格要件が厳しかったとは考えておりません。

また、1社ずつだったということは、競争促進という観点からは非常に我々も残念ということで考えているんですが、コンテナターミナルは、地域の貨物の動向や荷主の意向等に精通していなければ、管理運営が極めて難しいという特殊性があることから、その辺で1社ずつになったのかなと。

ただ、どうしようもない、要するに審査に当たっての基本的な考え方、選定理由、この辺に明確に外れている、例えば財政基盤が安定していないとか、あるいは港湾荷役関係の専門的な知識と能力がないとか、そういう判断がされた場合は、当然そのところは選ばずに、まあやり直すという形になるかなと思っております。

○重村栄委員長 よろしいですか。

○井手順雄委員 はい。

○重村栄委員長 ほかにございますか。——  
ないようでございますので、以上で質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第6号から第8号まで、第13号、第27号、第30号から第32号まで、第39号、第40号及び第47号から第52号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外16件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外16件は、原案のとおり可決または承認することに決定をいたしました。

次に、その他に入りますが、今定例会では3月10日に後議分の委員会がありますので、本日は急ぎの案件についてのみ質疑をお願いいたします。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 なければ、以上で本日の議題はすべて終了をいたしました。

最後に、要望書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付いたしております。御参照いただきたいと思います。

それでは、これをもちまして第8回建設常任委員会を閉会いたします。

午前11時18分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

建設常任委員会委員長